

## 金融商品取引業者の登録標識の記載例について

別紙様式第十号(内閣府令第七十一条第一号関係)

20 [5] cm 以上	← 30[7]cm以上 →
	<p>金融商品取引業者登録票</p> <p>(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、 投資運用業の別)</p> <p>登録番号      財務（支）局長（金商）第                  号</p> <p>(金融商品取引業者の商号、名称又は氏名)</p> <p>(加入している金融商品取引業協会の名称)</p>

(注意事項)

- 1 [ ] 内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

(記載例)

<p>金融商品取引業者登録票</p> <p>第二種金融商品取引業、投資助言・代理業</p> <p>登録番号    関東財務局長（金商）第 9999号</p> <p>財務第二種 株式会社</p> <p>社団法人 日本証券投資顧問業協会加入</p>
--

(注) 協会に加入していない場合は、協会名の記載は不要です。

(注) 標識の材質、文字の大きさは、不問です。紙も可。